

○鹿児島県公安委員会事務決裁規程

(平成25.3.1
鹿児島県公安委員会規程1)

改正 前略…令和7.3公規程3

鹿児島県公安委員会事務専決規程（昭和36年鹿児島県公安委員会規程第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、法令又は条例に基づく鹿児島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の権限に属する事務の決裁並びに鹿児島県公安委員会運営規則（昭和36年鹿児島県公安委員会規則第23号）第13条の規定に基づき、公安委員会の権限に属する事務のうち、警察本部長（以下「本部長」という。）並びに警察本部の部長（以下「部長」という。）並びに警察本部の課長、所長、隊長及び管理官（以下「課長等」という。）並びに警察署長（以下「署長」という。）に専決させることができる事務について必要な事項を定め、事務処理の能率化及び適正化を図ることを目的とする。

本条…一部改正〔平成27.2公規程2〕

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 公安委員会の権限に属する事務について、公安委員会が最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 公安委員会の権限に属する事務について、常時公安委員会に代わって本部長、部長、課長等又は署長が決裁することをいう。

（公安委員会の決裁事務）

第3条 別表第1及び別表第2に掲げる公安委員会の権限に属する事務のうち、決裁欄に○印をもって示す事務については、公安委員会の決裁を受けなければならない。

- 2 公安委員会の決裁を受けようとする事務は、本部長を経由するものとする。

〔鹿児島警51〕☆

(本部長等の専決事務)

第4条 本部長、部長、課長等及び署長は、別表第1及び別表第2に掲げる公安委員会の権限に属する事務のうち、専決欄に○印をもって示す事務について、それぞれ専決することができる。ただし、次の各号の一に該当するものについては、公安委員会の決裁を受けて処理しなければならない。

- (1) 法令の適用に疑義があるとき。
- (2) 不許可処分に相当すると認めるとき。
- (3) 取扱上異例に属し、又は先例になると認めるとき。
- (4) その他公安委員会の決定を経て処理する必要があると認めるとき。

2 署長は、前項の規定により、署長が専決することができる事務のうち、定例的かつ軽易な事務について、公安委員会の承認を得て、警察署の副署長、課長等に専決させることができる。

本条…一部改正〔令和5.3公規程1〕

(結果報告)

第5条 本部長、部長、課長等及び署長は、前条本文に規定する事務の処理結果について、定期的に公安委員会に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26.3.18公規程4)

この規程は、平成26年3月24日から施行する。

附 則 (平成26.4.25公規程10)

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成26.7.2公規程1)

この規程は、平成26年7月2日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則 (平成26.8.12公規程14)

この規程は、平成26年8月12日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則 (平成27.2.10公規程1)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27.2.24公規程2)

この規程は、平成27年3月16日から施行する。

附 則 (平成27.9.29公規程6)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28.3.8公規程1）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2生活安全企画課の表中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の部第31条の23において準用する第5条第1項の項については、平成28年3月23日から施行する。

附 則（平成28.7.14公規程8）

この規程は、平成28年7月14日から施行する。

附 則（平成28.8.1公規程9）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28.12.22公規程13）

この規程は、平成28年12月26日から施行する。

附 則（平成28.5.26公規程15）

この規程は、平成28年5月23日から施行する。

附 則（平成29.3.9公規程1）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（平成29.5.25公規程4）

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附 則（平成30.3.2公規程1）

この規程は、平成30年3月2日から施行する。

附 則（平成30.4.19公規程3）

この訓令は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（平成30.10.11公規程5）

この規程は、平成30年10月24日から施行する。

附 則（平成30.12.20公規程6）

この規程は、平成30年12月21日から施行する。

附 則（令和元.10.10公規程3）

この規程は、令和元年10月10日から施行する。

附 則（令和元.11.14公規程5）

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

附 則（令和元.11.21公規程6）

この規程は、令和元年12月10日から施行する。

附 則 (令和2.2.20公規程1)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2.2.27公規程2)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2.3.12公規程3)

この規程は、令和2年3月23日から施行する。

附 則 (令和2.7.9公規程5)

この規程は、令和2年7月10日から施行する。

附 則 (令和3.3.12公規程2)

この規程は、令和3年3月12日から施行し、令和2年6月26日から適用する。

附 則 (令和4.1.11公規程1)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和4.3.11公規程2)

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則 (令和4.4.28公規程4)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和4.4.21公規程5)

この規程は、令和4年4月21日から施行する。

附 則 (令和4.5.10公規程6)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和4.5.13公規程7)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4.5.13公規程8)

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

附 則 (令和4.10.14公規程9)

この規程は、令和4年10月14日から施行する。

附 則 (令和4.10.28公規程10)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5.3.3公規程1)

この規程は、令和5年3月17日から施行する。

附 則 (令和5.3.10公規程2)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5.3.10公規程3)

この規程は、令和5年3月17日から施行する。

附 則 (令和5.3.15公規程8)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年鹿児島県条例第33号)

附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされている保有個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る決裁・専決区分は、なお従前の例による。

附 則 (令和5.3.24公規程9)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5.7.1公規程10)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和5.7.11公規程11)

この規程は、令和5年7月11日から施行する。

附 則 (令和6.2.2公規程3)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6.9.3公規程10)

この規程は、令和6年9月3日から施行する。

附 則 (令和6.10.18公規程11)

この規程は、令和6年10月18日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則 (令和6.10.25公規程13)

この規程は、令和6年10月25日から施行する。

附 則 (令和6.12.25公規程18)

この規程は、令和7年3月24日から施行する。

附 則 (令和7.2.19公規程1)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7.3.7公規程3)

この規程は、令和7年3月24日から施行する。

別表第1

各課共通

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
請願法（昭和22年法律第13号）	第5条	請願の処理	○				
地方自治法（昭和22年法律第67号）	第75条第3項	監査請求による監査委員からの監査結果の受理		○			
	第98条第1項	議会からの報告の請求の受理及び議会への報告	○				
	第125条	議会が採択した請願の送付の受理及び処理の経過並びに結果の報告	○				
	第199条第9項	県の会計監査の結果報告の受理		○			
	第199条第10項	県の会計監査の結果に関する意見の受理		○			
	第199条第12項	県の会計監査の結果に基づき講じた措置の通知	○				
	第242条第3項	監査委員からの住民監査請求に係る当該行為の停止の勧告の受理		○			
	第242条第4項	監査委員からの住民監査請求に係る必要な措置の勧告の受理		○			
	第242条第9項	監査委員からの住民監査請求に係る勧告に対する措置及びその旨の監査委員への通知	○				
	第245条の7第1項	各大臣からの法定受託事務の処理についての違反の是正又は改善のための措置に関する指示に対する措置	○				

第252条の37第5項	包括外部監査の結果報告の受理	○			
第252条の38第2項	包括外部監査結果に基づく外部監査人の意見の受理	○			
第252条の38第4項	包括外部監査結果に係る監査委員の意見の受理	○			
第252条の38第6項	包括外部監査結果に対する措置及び監査委員への通知	○			
第252条の39第12項	事務の監査の請求に係る個別外部監査の結果報告の受理	○			
第252条の39第14項において準用する第252条の38第2項	事務の監査の請求に係る個別外部監査結果に基づく外部監査人の意見の受理	○			
第252条の39第14項において準用する第252条の38第4項	事務の監査の請求に係る個別外部監査の結果に係る監査委員の意見の受理	○			
第252条の39第14項において準用する第252条の38第6項	事務の監査の請求に係る個別外部監査の結果に対する措置及び監査委員への通知	○			
第252条の40第6項において準用する第252条の37第5項	議会からの事務の監査の請求に係る個別外部監査の結果報告の受理	○			
第252条の40第6項において準用する第252条の38第2項	議会からの事務の監査の請求に係る個別外部監査結果に基づく外部監査人の意見の受理	○			
第252条の40第6項において準用する第252条の38第4項	議会からの事務の監査の請求に係る個別外部監査結果に係る監査委員の意見の受理	○			
第252条の40第6項において準用する第252条の38第6項	議会からの事務の監査の請求に係る個別外部監査の結果に対する措置及び監査委員への通知	○			

第252条の41第6項において準用する第252条の37第5項	知事からの事務の監査の要求に係る個別外部監査の結果報告の受理	○			
第252条の41第6項において準用する第252条の38第2項	知事からの事務の監査の要求に係る個別外部監査結果に基づく外部監査人の意見の受理	○			
第252条の41第6項において準用する第252条の38第4項	知事からの事務の監査の要求に係る個別外部監査の結果に係る監査委員の意見の受理	○			
第252条の41第6項において準用する第252条の38第6項	知事からの事務の監査の要求に係る個別外部監査の結果に対する措置及び監査委員への通知	○			
第252条の42第6項において準用する第252条の37第5項	財政的援助を与えているものの等に係る個別外部監査の結果報告の受理	○			
第252条の42第6項において準用する第252条の38第2項	財政的援助を与えているものの等に係る個別外部監査に基づく外部監査人の意見の受理	○			
第252条の42第6項において準用する第252条の38第4項	財政的援助を与えているものの等に係る個別外部監査の結果に係る監査委員の意見の受理	○			
第252条の42第6項において準用する第252条の38第6項	財政的援助を与えているものの等に係る個別外部監査の結果に対する措置及び監査委員への通知	○			
第252条の43第2項前段による通知があった場合における第242条第4項	監査委員からの住民監査請求に係る個別外部監査の結果に係る勧告の受理	○			
第252条の43第2項前段による	監査委員からの住民監査請求に係る個別外部監査の結	○			

	通知があった場合における第242条第9項	果に係る勧告に対する措置及び監査委員への通知					
	第252条の43第6項において準用する第252条の38第2項	監査委員からの住民監査請求に係る個別外部監査結果に係る外部監査人の意見の受理	○				
行政代執行法（昭和23年法律第43号）	第2条	代執行の決定	○				
刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）	第197条第2項	犯罪捜査に伴う照会に対する回答			○		
弁護士法（昭和24年法律第205号）	第23条の2第1項	弁護士会からの照会に対する回答			○		
民事訴訟法（平成8年法律第109号）	第186条	裁判所からの照会に対する回答			○		
地方税法（昭和25年法律第226号）	第20条の11	簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力	○				
警察法（昭和29年法律第162号）	第38条第5項	公安委員会規則の制定、改廃	○				
	第60条第1項	警察庁又は他の都道府県警察に対する援助要求及び警察庁又は他の都道府県警察の要請に基づく援助	○				
	第60条第2項	他の都道府県警察に対して援助を要求する場合の必要事項の警察庁への連絡	○				
	第79条第1項	苦情の申出の受理	○				
	第79条第2項	苦情の申出の処理及び処理結果の通知	○				
	第80条	訴訟の追行及び訴訟代理人の指定、選任	○				
		上訴の提起	○				
警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）	第4条第2項	避難等の報告の受理及び他の公の機関に対する措置の要請	○				
苦情の申出の手續に関する規則（平成13年国家公安委員会規則第11号）	第4条	苦情申出書の補正の要求			○		

鹿児島県公安委員会 苦情処理規程（平成 13年鹿児島県公安委 員会規程第5号）	第3条	苦情の受理	○				
	第5条第2項	事実関係の調査及びその結 果を踏まえた措置の報告の 受理	○				
	第7条第1項	苦情申出書によらない苦情 の受理	○				
	第8条	関係文書の送付の受理	○				
行政不服審査法（平 成26年法律第68号） （公安委員会が審査 庁、処分庁又は不作 為庁である場合）	第11条第2項	総代の互選命令			○		
	第13条第1項	利害関係人からの参加申立 ての受理				○	
		利害関係人の参加の許可		○			
	第13条第2項	利害関係人に対する参加の 要求		○			
	第14条	他の行政庁に対する関係書類 等の引継ぎ			○		
		他の行政庁からの関係書類 等の受理、審査請求人及び 参加人に対する通知			○		
	第15条第3項	審査請求人の地位継承の届 出書の受理				○	
	第15条第6項	審査請求人の地位継承の許 可		○			
	第16条	標準審理期間の設定及び公 表	○				
	第19条第1項	審査請求書の受理	○				
	第20条	口頭による審査請求の受理	○				
	第21条第2項	処分庁等からの関係書類の 受理	○				
	第22条第1項	他の行政庁に対する書類の 送付及び審査請求人に対す る通知				○	
	第23条	審査請求書の補正命令				○	

第24条第1項	審理手続を経ないでする却下裁決	○				
第24条第2項						
第25条第2項	執行停止の申立て又は職権による執行停止	○				
第25条第4項	緊急の必要がある場合における執行停止	○				
第26条	執行停止の取消し	○				
第27条第1項	審査請求の取下げの受理	○				
第29条第1項	審査請求書又は審査請求録取書の写しの送付				○	
第29条第2項	弁明書の提出要求				○	
第29条第3項	弁明書の作成	○				
第29条第5項	審査請求人及び参加人に対する弁明書の送付				○	
第30条第1項	反論書の提出期限の設定及び受理				○	
第30条第2項	意見書の提出期限の設定及び受理				○	
第30条第3項	審理関係人に対する反論書又は意見書の送付				○	
第31条第1項	口頭意見陳述の申立ての受理				○	
第31条第2項	口頭意見陳述の期日及び場所の指定				○	
第31条第3項	口頭意見陳述における補佐人帯同許可の申立ての受理				○	
	補佐人帯同の許可				○	
第32条第1項	審査請求人又は参加人からの証拠書類又は証拠物の受理				○	
第32条第2項	書類その他の物件の提出	○				

	処分庁等からの書類その他の物件の受理				○	
第32条第3項	証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件の提出期限の設定				○	
第33条	物件提出要求の申立ての受理				○	
	申立て又は職権による物件の提出要求及び提出期限の設定				○	
	書類その他の物件の提出	○				
第34条	参考人の陳述又は鑑定の要求の申立ての受理				○	
	申立て又は職権による参考人の陳述又は鑑定の要求				○	
第35条第1項	検証の申立ての受理				○	
	申立て又は職権による検証の実施				○	
第35条第2項	申立人に対する実施日時等の通知及び立会いの機会の付与				○	
第36条	審理関係人に対する質問の申立ての受理				○	
	申立て又は職権による審理関係人に対する質問の実施				○	
第37条第1項	審理手続の申立てに関する意見聴取の実施				○	
第37条第3項	審理関係人に対する審理手続の終結予定時期の通知				○	
第38条第1項	提出書類等の閲覧等の申立ての受理				○	
第38条第2項	提出書類等の提出人の意見聴取				○	
第38条第3項	閲覧の日時及び場所の指定				○	
第38条第5項	手数料の減額又は免除		○			
第39条	審理手続の併合又は分離				○	
第41条第1項	審理手続の終結	○				

第41条第2項							
第41条第3項	審理関係人に対する審理手続を終結した旨の通知				○		
第45条第1項	処分についての審査請求の却下	○					
第45条第2項	処分についての審査請求が理由がない場合の棄却	○					
第45条第3項	審査請求に係る処分が違法又は不当であるが審査請求を棄却する場合の裁決	○					
第46条第1項	処分についての審査請求が理由がある場合における処分の全部若しくは一部取消し又は変更の裁決	○					
第46条第2項第1号	処分庁に対する処分をすべき旨の命令	○					
第46条第2項第2号	必要な処分	○					
第46条第4項	処分に関する関係行政機関との協議の実施その他の手続		○				
第47条第1号	事実上の行為についての審査請求が理由がある場合における処分庁に対する事実上の行為の全部若しくは一部撤廃、又は変更の命令	○					
第47条第2号	事実上の行為についての審査請求が理由がある場合における事実上の行為の全部若しくは一部撤廃、又は変更	○					
第49条第1項	不作為についての審査請求の却下	○					
第49条第2項	不作為についての審査請求の棄却	○					
第49条第3項第1号	不作為についての審査請求が理由がある場合における不作為庁に対する必要な処	○					

		分をするべき旨の命令					
	第49条第3項第2号	不作為についての審査請求が理由がある場合における必要な処分	○				
	第49条第5項	不作為に関する関係行政機関との協議の実施その他の手続		○			
	第51条第1項	審査請求人に対する裁決書の謄本の送付				○	
	第51条第2項	公示の方法による送達				○	
	第51条第4項	参加人及び処分庁等に対する裁決書の謄本の送付				○	
	第52条第2項	申請に対する処分	○				
	第52条第3項	処分が取り消され、又は変更された旨の公示	○				
	第52条第4項	利害関係人に対する処分が取り消され又は変更された旨の通知				○	
	第53条	証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件の返還				○	
	第85条	裁決等の内容及び不服申立ての処理状況の公表	○				
行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）	第3条第1項	資格を証明する書面の受理				○	
	第3条第2項	資格喪失の届出の受理				○	
	第3条第3項	参加人の代表者若しくは管理人又は代理人の資格を証明する書面及び資格喪失の届出の受理				○	
鹿児島県公安委員会審査請求手続規程（平成28年鹿児島県公安委員会規程第4号）	第7条	審査請求人、参加人及び処分庁に対する執行停止の決定等の通知				○	
	第8条	審査請求人、参加人及び処分庁に対する執行停止の取消しの通知				○	
	第9条第1項	参加人及び処分庁等に対する審査請求の取下げの通知				○	
	第9条第2項	書類その他の物件の返還				○	

第10条第2項	他の審理関係人に対する総代の選任又は解任の通知				○	
第11条第1項	利害関係人に対する参加の許可等の通知				○	
第11条第3項	利害関係人の参加の許可の取消し	○				
	利害関係人に対する参加の許可の取消しの通知				○	
第11条第4項	審理関係人に対する利害関係人の参加の許可等に関する通知				○	
第12条第2項	弁明書の提出の再要求				○	
第13条第1項	審査請求人又は参加人に対する通知				○	
第13条第2項	反論書等の提出の再要求				○	
第15条	補佐人同伴の許可等の通知				○	
第16条第1項	審理関係人に対する通知				○	
第16条第2項	証拠物件等の提出の再要求				○	
第17条第1項	申立人に対する物件の提出要求に関する通知				○	
第17条第3項	物件の提出の再要求				○	
第19条	提出人以外の審理関係人に対する物件の提出に関する通知				○	
第20条第1項	申立人に対する参考人の陳述又は鑑定の要求等の通知				○	
第20条第4項	申立人に対する参考人の陳述又は鑑定結果の通知				○	
第21条第1項	申立人に対する検証の実施等の通知				○	
第21条第3項	検証場所の管理者等に対する通知				○	
第22条第1項	申立人に対する質問の実施等の通知				○	
第22条第2項	質問の相手方に対する期日、場所等の通知				○	
第23条第1項	審理関係人に対する期日、				○	

		場所等の通知					
	第25条	審理関係人に対する審理手続の併合又は分離の通知				○	
	第27条第4項	参加人及び処分庁等に対する公示により送達した旨の通知				○	
所得税法（昭和40年法律第33号）	第235条第2項	帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力		○			
鹿児島県議会会議規則（平成3年議会規則第1号）	第94条第2項	議会が採択した陳情の送付の受理及び処理の経緯並びに結果の報告	○				
行政手続法（平成5年法律第88号）	第5条第1項	審査基準の設定	○				
	第5条第3項	審査基準の公表				○	
	第6条	標準処理期間の設定	○				
	第7条	申請に対する補正の要求				○	○
		許認可等の拒否		○			
	第8条	許認可等を拒否する理由の提示				○	
	第10条	公聴会等の開催の決定		○			
	第12条第1項	処分基準の設定	○				
	第13条第1項第1号イ、ロ及びハ	聴聞の実施の決定	○				
	第13条第1項第1号ニ	聴聞が相当であるとの認定	○				
	第14条第1項	不利益処分の理由の提示				○	
	第14条第2項	前項ただし書の場合における不利益処分の理由の提示				○	
	第15条第1項	聴聞の通知				○	
	第18条第1項	資料の閲覧の許可				○	
	第18条第2項	聴聞の期日における資料の閲覧の許可				○	
	第18条第3項	資料の閲覧の日時及び場所の指定				○	
	第19条第1項	聴聞の主宰者の指名	○				
	第20条第6項	聴聞の期日における審理の	○				

		公開の決定					
	第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理	○				
	第25条	聴聞の再開の命令	○				
鹿児島県行政手続条例（平成7年鹿児島県条例第41号）	第30条	弁明の機会の付与の通知				○	
	第5条第1項	審査基準の設定	○				
	第6条	標準処理期間の設定	○				
	第7条	申請に対する補正の要求				○	○
		許認可等の拒否		○			
	第8条	許認可等を拒否する理由の提示				○	
	第10条	公聴会等の開催の決定		○			
	第12条第1項	処分基準の設定	○				
	第13条第1項第1号ア及びイ	聴聞の実施の決定	○				
	第13条第1項第1号ウ	聴聞が相当であるとの認定	○				
	第14条第1項	不利益処分の理由の提示				○	
	第14条第2項	前項ただし書の場合における不利益処分の理由の提示				○	
	第15条第1項	聴聞の通知				○	
	第18条第1項	資料の閲覧の許可				○	
	第18条第2項	聴聞の期日における資料の閲覧の許可				○	
	第18条第3項	資料の閲覧の日時及び場所の指定				○	
	第19条第1項	聴聞の主宰者の指名	○				
	第20条第6項	聴聞の期日における審理の公開の決定	○				
	第24条第3項	聴聞調書及び報告書の受理	○				
	第25条	聴聞の再開の命令	○				
	第28条	弁明の機会の付与の通知				○	
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）	第3条第2項	主宰者の指名				○	
	第3条第3項	新たな主宰者の指名				○	
	第4条第1項	代理人資格証明書の受理				○	
	第4条第2項	代理人資格喪失届出書の受				○	

	理					
第5条第1項	参加人許可申請書の受理				○	
第5条第2項	参加人の許可の通知				○	
第6条第1項	補佐人出頭許可申請書の受理				○	
第6条第2項	補佐人出頭の許可の通知				○	
第7条第2項	参考人出頭申出書の受理				○	
第7条第3項	参考人の出頭要求の通知				○	
第9条第1項	聴聞の期日又は場所の変更				○	
第9条第2項	変更申出書の受理				○	
第9条第3項	聴聞の期日又は場所の変更の通知				○	
第10条第1項	文書閲覧請求書の受理				○	
第10条第2項	文書閲覧の日時及び場所の通知				○	
第10条第3項	新たな聴聞の期日の定め				○	
第11条第1項	提出物目録の作成				○	
第11条第2項	提出物目録の写しの交付				○	
第11条第3項	証拠書類等の返還				○	
第12条第1項	聴聞の審理を公開する旨の通知並びに聴聞の期日及び場所の通知				○	
第17条第1項	聴聞調書への記名押印				○	
第18条	聴聞報告書への記名押印				○	
第19条第1項	聴聞調書等閲覧請求書の受理				○	
第19条第2項	閲覧の日時及び場所の指定並びに通知				○	
第21条第1項	弁明を記録する警察職員の指名				○	
第22条第3項	弁明調書の受理				○	
第24条第1項において準用する第11条第1項	提出物目録の作成				○	
第24条第1項に	提出物目録の写しの交付				○	

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会事務決裁規程

	において準用する 第11条第2項						
	第24条第1項に において準用する 第11条第3項	証拠書類等の返還				○	
	第24条第2項に において準用する 第9条第1項	弁明の日時又は場所の変更				○	
	第24条第2項に において準用する 第9条第2項	変更申出書の受理				○	
	第24条第3項に において準用する 第9条第3項	弁明の日時又は場所の変更 の通知				○	
鹿児島県公安委員会 聴聞及び弁明の機会 の付与に関する規則 (平成10年鹿児島県 公安委員会規則第6 号)	第3条第2項	主宰者の指名				○	
	第3条第3項	新たな主宰者の指名				○	
	第4条第1項	代理人資格証明書の受理				○	
	第4条第2項	代理人資格喪失届出書の受 理				○	
	第5条第1項	参加人許可申請書の受理				○	
	第5条第2項	参加人の許可の通知				○	
	第6条第1項	補佐人出頭許可申請書の受 理				○	
	第6条第2項	補佐人出頭の許可の通知				○	
	第7条第2項	参考人出頭申出書の受理				○	
	第7条第3項	参考人の出頭要求の通知				○	
	第9条第1項	聴聞の期日又は場所の変更				○	
	第9条第2項	変更申出書の受理				○	
	第9条第3項	聴聞の期日又は場所の変更 の通知				○	
	第10条第1項	文書閲覧請求書の提出の受 理				○	
	第10条第2項	文書閲覧の日時及び場所の 通知				○	
	第10条第3項	新たな聴聞の期日の定め				○	

	第11条第1項	提出物目録の作成				○	
	第11条第2項	提出物目録の写しの交付				○	
	第11条第3項	証拠書類等の返還				○	
	第12条第1項	聴聞の審理を公開する旨の通知及び聴聞の期日等の公示				○	
	第17条第1項	聴聞調書への記名押印				○	
	第18条	聴聞報告書への記名押印				○	
	第19条第1項	聴聞証書等閲覧請求書の受理				○	
	第19条第2項	閲覧の日時及び場所の指定並びに通知				○	
	第21条第1項	弁明を記録する警察職員の指名				○	
	第22条第3項	弁明調書の受理				○	
	第24条第1項において準用する第11条第1項	提出物目録の作成				○	
	第24条第1項において準用する第11条第2項	提出物目録の写しの交付				○	
	第24条第1項において準用する第11条第3項	証拠書類等の返還				○	
	第24条第2項において準用する第9条第1項	弁明の日時又は場所の変更				○	
	第24条第2項において準用する第9条第2項	変更申出書の受理				○	
	第24条第2項において準用する第9条第3項	弁明の日時又は場所の変更の通知				○	
鹿児島県公安委員会表彰規程（平成8年鹿児島県公安委員会規程第1号）	第5条	表彰の決定に関する協議	○				

鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号）	第 5 条	開示請求書の受理	○				
	第 6 条第 2 項	開示請求書の補正の要求				○	
	第10条	開示請求の拒否	○				
	第11条第 1 項	開示請求に対する開示の決定	○				
		開示の通知				○	
	第11条第 2 項	開示請求に係る不開示の決定	○				
		不開示の通知				○	
	第12条第 2 項	開示決定等の期間の延長の決定及び通知				○	
	第13条	開示決定等の期間の特例に係る決定及び通知				○	
	第14条第 1 項	事案の移送の決定及び通知				○	
	第14条第 2 項	移送を受けた開示請求に対する開示の決定	○				
	第15条第 1 項	第三者に対する意見書提出の機会の付与				○	
	第15条第 2 項	第三者に対する意見書提出の機会の付与				○	
	第15条第 3 項	第三者への通知				○	
	第20条第 1 項	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問	○				
	第20条第 2 項	諮問をした旨の通知				○	
	第21条において準用する第15条第 3 項	第三者への通知				○	
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）	第77条第 1 項	開示請求書の受理	○				
	第77条第 3 項	開示請求書の補正の要求				○	
	第82条第 1 項	開示請求に対する開示の決定	○				
		開示の通知				○	
	第82条第 2 項	開示請求に対する不開示の決定	○				
		不開示の通知				○	

第85条第1項	事案の移送の決定及び通知				○	
第86条第1項	第三者に対する意見書提出の機会の付与				○	
第86条第2項	第三者に対する意見書提出の機会の付与				○	
第86条第3項	第三者への通知				○	
第91条第1項	訂正請求書の受理	○				
第91条第3項	訂正請求書の補正の要求				○	
第93条第1項	訂正をする旨の決定及び通知	○				
第93条第2項	訂正をしない旨の決定及び通知	○				
第94条第2項	訂正決定等期間の延長の決定及び通知				○	
第95条	訂正決定等の期間の特例に係る決定及び通知				○	
第96条第1項	事案の移送の決定及び通知				○	
第96条第2項	訂正請求に対する決定	○				
第96条第3項	保有個人情報の訂正				○	
第97条	保有個人情報の提供先への通知				○	
第99条第1項	利用停止請求書の受理	○				
第99条第3項	利用停止請求書の補正の要求				○	
第101条第1項	利用停止をする旨の決定及び通知	○				
第101条第2項	利用停止をしない旨の決定及び通知	○				
第102条第2項	利用停止決定等の期間の延長の決定及び通知				○	
第103条	利用停止決定等の期間の特例に係る決定及び通知				○	
第105条第3項において準用する同条第1項	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問	○				
第105条第3項	鹿児島県情報公開・個人情報				○	

	において準用する同条第2項	報保護審査会へ諮問した旨の通知					
	第107条において準用する第86条第3項	第三者への通知				○	
	第146条第1項 第150条第1項 第170条	個人情報取扱事業者等に対する報告若しくは資料の提出又は立入検査	○				
個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）	第40条第3項	事業所管大臣への報告	○				
鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鹿児島県条例第33号）	第3条第2項	開示決定等の期間の延長の決定及び通知				○	
	第4条	開示決定等の期間の特例に係る決定及び通知				○	
	第7条	鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問	○				
鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年鹿児島県条例第60号）	第9条第1項	公文書又は保有個人情報の提示	○				
	第9条第3項	分類又は整理した資料の作成及び提出	○				
	第9条第4項	意見書又は資料の提出				○	
	第10条第1項	意見の陳述	○				
	第11条	意見書又は資料の提出	○				
民事再生規則（平成12年最高裁判所規則第3号）	第6条第1項	再生手続開始の決定の通知の受理				○	
	第6条第2項において準用する同条第2項	再生手続開始の決定の取消し、再生手続廃止、再生計画認可若しくは不認可若しくは再生計画取消しの決定が確定した場合又は再生手続終結の決定があった場合の通知の受理				○	
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係	第5条第1項	電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等の定め	○				
	第5条第2項	電子情報処理組織による手続の定め	○				

第1編 公安委員会 鹿児島県公安委員会事務決裁規程

法令に規定する対象 手続等を定める国家 公安委員会規則（平 成15年国家公安委員 会規則第6号）	第9条第1項	電子情報処理組織を使用し て行うことができる処分通 知等の定め	○				
	第9条第2項	電子情報処理組織による手 続の定め	○				

本表…一部改正〔平成26.3公規程4、27.9公規程6、28.7公規程8、29.5公規程4、令和元.11公規程6、
2.7公規程5、4.5公規程8、5.3公規程8、6.10公規程13〕